

無料相談受付中

中小企業の前向きな賃上げや投資を後押し！

認定経営革新等
支援機関

経済産業省認定

2023年4月からスタートする新制度

先端設備等導入計画

HP

固定資産税の課税標準が

3年間1/2に軽減されます！

更に計画内で賃上げ表明を記載した場合は

4年又は5年間、課税標準を1/3に軽減

※令和6年3月31日までに設備取得 5年間、特例率1/3
令和7年3月31日までに設備取得 4年間、特例率1/3



【先端設備等の要件】

投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された①～④の設備

- ①機械装置（160万円以上）
- ②工具（30万円以上）
- ③器具備品（30万円以上）
- ④建物付属設備（60万円以上）

他にも「先端設備等導入計画」が認定された事業者は、資金調達に際し、債務保証に関する支援を受けれます。

この計画は、**認定経営革新等支援機関**にあらかじめ計画の確認を受けて市区町村に申請する必要があります。

弊社は**実績のある認定支援機関**ですので、お気軽にお問い合わせください。

M-c マネーコンシェルジュ税理士法人 / **Bs** ビジネスサクセッション株式会社
 〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町2-1-29 三井住友銀行南森町ビル3階 HP : www.money-c.com
 〒107-0052 東京都港区赤坂8-13-19 インペリアル赤坂1番館512号 HP : www.business-s.jp
 お問い合わせ ⇒ ☎ (06) 6450-6990 E-mail : murata@money-c.com (担当：村田直)

FAX : 06-6450-6991

このままFAXでお申し込みください
24時間受付中！



ご希望の内容にチェックをお入れください。

- 先端設備等導入計画の申請代行を依頼 無料面談を希望

ふりがな		役職名・部署名	
貴社名		ふりがな	
		お名前	
所在地	〒		
E-Mail	@	ご紹介者 (不明な場合は空欄)	
TEL : () -		FAX : () -	

※ご記入頂いた情報は、弊社からの各種ご連絡やご相談等の業務遂行関連にのみ利用させていただきます。

※マネーコンシェルジュ税理士法人の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」 <https://www.money-c.com/top/privacy-policy>

